

## 海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議の開催について

〔令和3年10月28日  
内閣官房長官決裁〕

- 令和3年8月に発生した海底火山「福德岡ノ場」の噴火により、軽石の漂着による船舶の航行や漁業への影響等が生じており、関係省庁が連携し、迅速に対応する必要があるため、海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房危機管理審議官 内閣府政策統括官（防災担当） 内閣府沖縄振興局長 水産庁次長 国土交通省水管理・国土保全局長 国土交通省海事局長 国土交通省港湾局長 観光庁次長 気象庁気象防災監 海上保安庁海上保安監 環境省水・大気環境局長 原子力規制庁次長

- 対策会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。
- 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。